

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	株式会社ヒラノテクシード
【英訳名】	H I R A N O T E C S E E D C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岡 田 薫
【本店の所在の場所】	奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
【電話番号】	0 7 4 5 ( 5 7 ) 0 6 8 1 番
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 原 昌 史
【最寄りの連絡場所】	奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
【電話番号】	0 7 4 5 ( 5 7 ) 0 6 8 1 番
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 原 昌 史
【縦覧に供する場所】	株式会社ヒラノテクシード東京支店 (東京都千代田区神田須田町1丁目16番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金27円 総額406,177,092円

剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、岡田薫、安居宗則、金子二雄、岡田富美一、原昌史、大森克洋の6氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役田中寛治郎氏の辞任に伴い、その補欠として監査等委員である取締役として辻淳子氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額120,000千円以内に改定するものであります。なお、取締役（監査等委員会であるものを除く。）の報酬額には、使用人分給とは含まないものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内に改定するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に支給する金銭報酬債権の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭による報酬等の額の年額120,000千円以内とは別枠として、年額40,000千円以内とし、また、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は、年50,000株以内となるものであります。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い在任中の取締役岡田薫、安居宗則、金子二雄、岡田富美一、原昌史、大森克洋の6氏及び在任中の監査等委員である取締役田澤憲二氏に対し、当社の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、監査等委員でない取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれ一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	114,051	3,770	-	10	(注)1	可決(96.79%)
第2号議案					(注)2	
岡田 薫	111,180	6,641	-	10		可決(94.36%)
安居 宗則	117,567	254	-	10		可決(99.78%)
金子 二雄	117,570	251	-	10		可決(99.78%)
岡田 富美一	117,570	251	-	10		可決(99.78%)
原 昌史	117,569	252	-	10		可決(99.78%)
大森 克洋	117,570	251	-	10		可決(99.78%)
第3号議案					(注)2	
辻 淳子	117,558	263	-	10		可決(99.77%)
第4号議案	115,308	2,513	-	10	(注)1	可決(97.86%)
第5号議案	116,606	1,215	-	10	(注)1	可決(98.96%)
第6号議案	116,181	1,640	-	10	(注)1	可決(98.60%)
第7号議案	104,510	13,311	-	10	(注)1	可決(88.69%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上